

杉並区生活安全協議会委員名簿(第12期)

区 分	役 職	氏 名	任 期
学識経験者	東京都立大学法学部教授	星 周一郎	再 任(2期目)
	杉並環境カウンセラー協議会理事長	松木 茂	再 任(4期目)
関係行政機関	杉並警察署生活安全課長	松橋 賢壮	新 任
	高井戸警察署生活安全課長	佐野 博幸	再 任(2期目)
	荻窪警察署生活安全課長	稲員 徳政	再 任(2期目)
	杉並消防署警防課災害対策調整担当課長	國澤 健一	新 任
	荻窪消防署警防課長	和田 正治	再 任(2期目)
区民団体委員	杉並防犯協会会長	明石 文子	再 任(2期目)
	高井戸防犯協会会長	丸山 光男	再 任(10期目)
	荻窪防犯協会会計	横山 重男	新 任
	杉並区町会連合会会計理事	北澤 五百子	新 任
	杉並区商店街振興組合連合会副理事長	中島 安次	再 任(2期目)
	杉並区環境衛生協会会長	加藤 浩和	再 任(3期目)
	杉並防犯協会監事	市村 敦子	再 任(12期目)
区民公募委員		劔持 一弘	新 任
		小川 健大朗	新 任
		福田 章子	新 任
		宇野 新一	新 任
		石川 圭一	新 任
		峰村 久美子	新 任

杉並区生活安全協議会事務局名簿

役 職	氏 名	連絡先	その他
環境部長	小 松 由美子	内線 3700	
危機管理室長	林 田 信 人	内線 1580	
危機管理室地域安全担当課長	佐 野 英 哉	内線 1582	
環境部環境課長	土田 麻紀子	内線 3701	R7.4.1 異動
環境部ごみ減量対策課長	坪 川 征 尋	内線 3721	
杉並清掃事務所長	河 合 義 人	5355-7911	R7.4.1 異動
危機管理室危機管理対策課 地域安全担当係長	井 出 学	内線 1585	
環境部杉並清掃事務所 管理係長	瀧ヶ崎 美 穂	3392-7281	R7.4.1 異動
環境部環境課 生活環境担当係長	好 富 健 一	内線 3706	
環境部環境課 生活環境担当係長	若 林 讓	内線 3707	
環境部環境課生活環境担当	大 前 康 輝	内線 3707	
環境部環境課生活環境担当	越 村 清 志	内線 3707	
環境部環境課生活環境担当	本 名 愛 子	内線 3706	
環境部環境課生活環境担当	小谷野 美 保	内線 3706	

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

平成15年3月17日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区（以下「区」という。）をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区民（区内に居住する者をいう。以下同じ。）及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (5) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- (7) 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建築物その他の工作物を、みだりに塗料等により汚損することをいう。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 区民等及び事業者の生活安全及び環境美化に関する意識の啓発
- (2) 区民等及び事業者の行う生活安全及び環境美化に関する活動の支援
- (3) 安全で快適な地域社会をつくるための環境の整備

(区民等の責務)

第4条 区民等は、相互に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に努めるものとする。

2 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 吸い殻等及び空き缶等をみだりに公共の場所に捨てること。
- (2) 落書きをすること。
- (3) 自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置すること。

3 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 公共の場所を歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないこと。
- (2) 吸い殻入れが備え付けられていない公共の場所で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを携帯し、これを使用すること。

4 区民等は、自動車（原動機付き自転車を含む。）及び自転車、家具、電気器具その他の粗大ごみをみだりに公共の場所に捨ててはならない。

5 区内の土地又は建築物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態（みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生ずるおそれのある状態をいう。以下同じ。）にしないように、適正に管理しなければならない。

6 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、生活安全の確保及び環境美化の推進に努めなければならない。

2 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのあるたばこ、飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発に努めなければならない。

3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、食料等の販売を行う事業者は、販売場所（自動販売機の設置場所を含む。）に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、看板、立札、ポスターその他これらに類する物をみだりに公共の場所に放置してはならない。

5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第6条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

（区民の自主的な組織活動への支援）

第7条 区長は、生活安全の確保及び環境美化の推進に関する区民の自主的な組織活動を支援することができる。

（安全な地域社会をつくるための環境の整備）

第8条 区長は、共同住宅、大規模な店舗その他の規則で定める建築物（以下「共同住宅等」という。）について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請を行おうとする建築主に対し、防犯設備の設置について、あらかじめ、当該共同住宅等の敷地を管轄する警察署と協議をするよう指導するものとする。

2 区長は、街路灯の整備その他の生活安全に係る環境の整備に努めなければならない。

（ビラ等の散乱の防止等）

第9条 何人も、屋外広告物（第3項に掲げる文書図画を除く。）を掲出し、又はビラその他の宣伝用の物品（以下「ビラ等」という。）を配布するときは、まちの景観及び通行の安全を害してはならない。

2 公共の場所において、ビラ等を配布し、又は配布されたものは、そのビラ等が散乱したときは、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。

3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき撤去すべき期日等が定められている選挙運動用又は政治活動用の文書図画を掲示した者（掲示責任者を含む。）は、当該期日等までに、当該文書図画を撤去しなければならない。

（草木の除去及び廃棄物の処理の委託）

第9条の2 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。

（生活安全・環境美化推進モデル地区）

第10条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱が著しく、又は屋外広告物が放置され、かつ、特に生活安全の確保及び環境美化の推進を図る必要があると認められる地区を、生活

安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）として、指定することができる。

- 2 区長は、推進モデル地区において、関係行政機関の協力を得て、第3条各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。
- 3 区長は、推進モデル地区を指定しようとするときは、当該推進モデル地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該推進モデル地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 4 区長は、第1項の推進モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進モデル地区を変更し、又は解除する場合について準用する。
（路上禁煙地区）

第11条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

- 2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。
- 4 区長は、路上禁煙地区を指定しようとするときは、当該地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該路上禁煙地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 5 区長は、路上禁煙地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 前2項の規定は、路上禁煙地区を変更し、又は解除する場合について準用する。
（指定の見直し）

第12条 第10条第1項の推進モデル地区及び前条第1項の路上禁煙地区の指定の見直しは、1年ごとに行うものとする。

（協議会の設置）

第13条 生活安全及び環境美化に関する施策の実施に関し、区長の諮問に応じて調査審議するため、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、生活安全及び環境美化に関する事項について、区長に意見を述べるができる。
（協議会の組織）

第14条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（協議会の会長）

第15条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（協議会の会議）

第16条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（勧告及び命令）

第17条 区長は、第5条第3項の規定に違反している事業者に対し、回収容器を設置し、又

はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

- 2 区長は、第9条第1項の規定に違反した者に対し、屋外広告物の撤去又は通行の安全の確保その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 3 区長は、第9条第3項の規定に違反した者に対し、文書図面の撤去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 4 区長は、第4条第2項各号若しくは同条第4項の規定に違反した者又は同条第5項若しくは第9条第2項の規定に違反したものに対し、生活環境を著しく害していると認めるときは、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
- 5 区長は、第1項から第3項までの規定による勧告又は前項の規定による命令を受けたものが、正当な理由なくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(代執行)

第17条の2 区長は、第4条第5項の規定に違反して前条第4項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(立入調査)

第17条の3 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰金)

第19条 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、第17条第4項の命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(告発)

第20条 前条に該当する者があるときは、区長は、これを告発するものとする。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者（次号に該当するものを除く。）
- (2) 第11条第3項の規定に違反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

附 則

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第19条から第21条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第29号で第21条（第1号を除く。）の規定は、平成21年10月1日から施行)

- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成16年10月12日条例第31号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例施行規則

平成15年9月30日 規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（平成15年杉並区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察署と協議をするよう指導する建築物)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める建築物は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅（住戸の数が、5以上のものに限る。）
- (2) 大規模な店舗（建物の営業を行うための店舗（小売店、飲食店、興行場その他区長が定めるものに限る。）の用に供される床面積の合計が、500平方メートル（午後11時から午前6時までの間において営業を行う施設にあっては、300平方メートル）を超えるものに限る。）
- (3) 長屋（住戸の数が、5以上のものに限る。）
- (4) 寄宿舍及び下宿
- (5) 清涼飲料、パンその他の飲食料品の小売業を営む店舗であって、1日につき14時間以上営業を行うもの（第2号に該当するものを除く。）

(委託の手続)

第2条の2 条例第9条の2の規定により草木の除去及び廃棄物の処理（以下「草木の除去等」という。）を委託しようとする者は、委託申込書（第1号様式）により区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申込みを承諾したときは、別に定める契約書により草木の除去等の委託契約を締結するものとする。

(草木の除去等の費用)

第2条の3 草木の除去等を委託する者は、前条第2項の契約を締結した際に、委託料を納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の委託料は、草木の除去等に要する実費とする。

(生活安全・環境美化推進モデル地区の指定、変更又は解除の告示)

第3条 条例第10条第1項の規定により生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）を指定したときは、生活安全・環境美化推進モデル地区標識（第1号の2様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第10条第4項及び第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進モデル地区の名称
- (2) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する地区
- (3) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(路上禁煙地区の指定、変更又は解除の告示)

第4条 条例第11条第1項の規定により路上禁煙地区を指定したときは、路上禁煙地区標識（第2号様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第11条第5項及び第6項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する地区
- (3) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(4) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する時間帯

(国又は地方公共団体の施策に協力する組織の登録等)

第5条 区長は、条例第10条第1項の規定により指定した推進モデル地区又は条例第11条第1項の規定により指定した路上禁煙地区内において、国又は地方公共団体の施策に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に関する組織活動を行う区民の自主的な組織と認めるものを、別に定めるところにより登録することができる。

2 区長は、前項の規定により登録した組織に対して、生活安全の確保及び環境の美化の推進を図るための啓発等に要する物品の支給その他区長が必要と認める支援を行うことができる。

(協議会の招集通知)

第6条 条例第13条第1項に規定する杉並区生活安全協議会(以下「協議会」という。)の会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(協議会の副会長)

第7条 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(協議会の部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員(以下「部会員」という。)のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 部会は、重要な事項の調査審議のため必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議会の委員)

第9条 条例第14条第1項に規定する委員は、次のとおりとする。

(1) 区民 13人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 関係行政機関の職員 5人以内

(勧告書)

第10条 条例第17条第1項から第3項までの規定による勧告は、勧告書(第3号様式)により行うものとする。

(改善等命令書)

第11条 条例第17条第4項の規定による命令は、改善等命令書(第4号様式)により行うものとする。

(公表)

第12条 区長は、条例第17条第5項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべきものに対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を杉並区広報への掲載等により行うものとする。

(1) 違反したものの住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 違反の日時及び場所

(3) 違反の内容

(4) 勧告又は命令の内容

(5) 弁明の内容その他の区長が必要と認める事項

(立入調査をする職員の身分証明書)

第12条の2 条例第17条の3第2項に規定する身分を示す証明書は、第4号の2様式のとおりとする。

(過料)

第13条 条例第21条(第1号を除く。)の規定による過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知・弁明書(第5号様式)により告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の過料の処分をする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(第6号様式)を交付するものとする。

3 条例第21条(第1号を除く。)の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

一部改正〔平成21年規則30号・78号〕

(過料の処分をする職員の身分証明書の携帯等)

第14条 条例第21条の規定による過料の処分をする職員は、その身分を示す証明書(第7号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年10月29日規則第89号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第30号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日規則第78号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

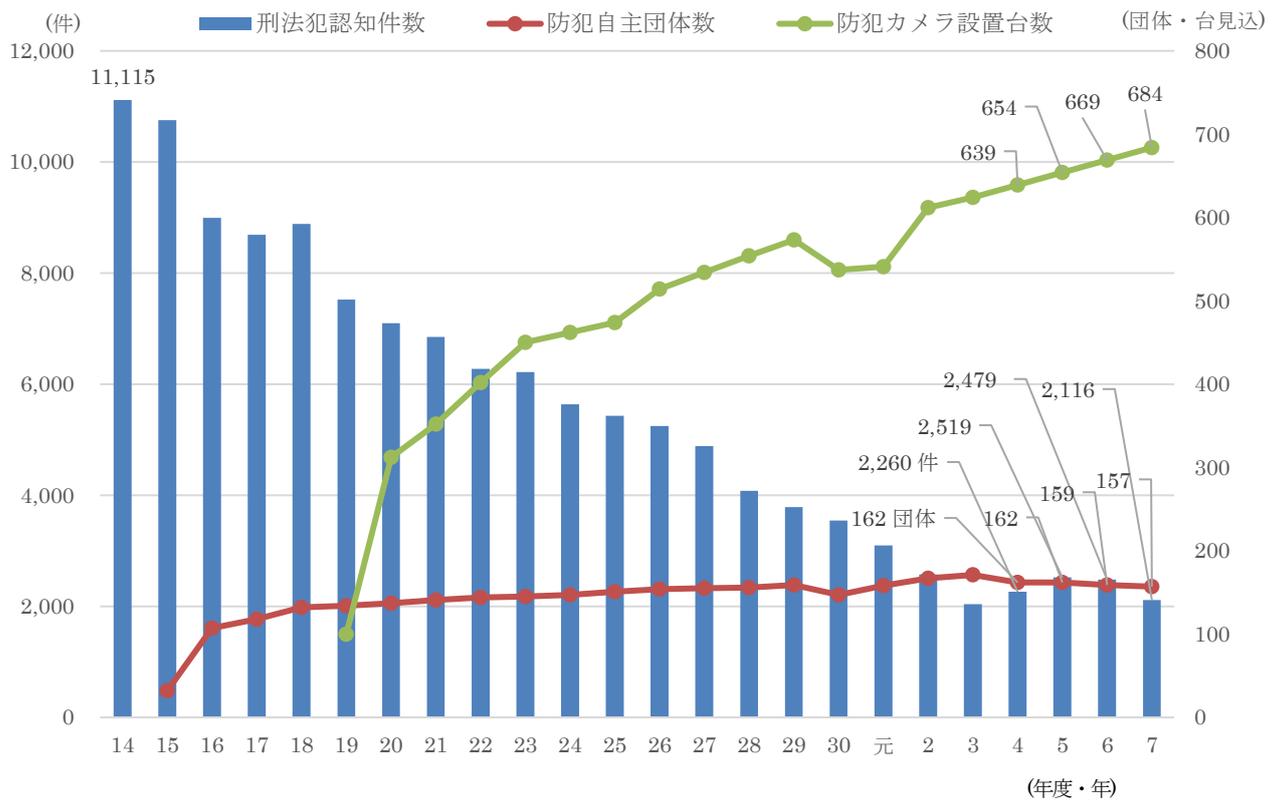
附 則(平成28年3月1日規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

生活安全協議会資料
令和7年12月12日
危機管理室地域安全担当

区の防犯対策について

1 犯罪件数等の推移



※1 刑法犯認知件数は年、防犯自主団体数・防犯カメラ設置台数は年度末。

令和7年度の刑法犯認知件数、防犯自主団体数は令和7年10月末現在。

※2 防犯カメラ設置台数は、街角及び公園防犯カメラ、通学路防犯カメラ、防犯協会カメラの合計値。

※3 防犯協会カメラは27年度から更新せず、令和元年度末で助成終了。

2 防犯対策

(1) 各種防犯カメラの設置拡充

- 街角及び公園防犯カメラの設置

※令和7年度は、街角及び公園防犯カメラを合わせて15台設置予定

※公園防犯カメラは、令和4年度から設置開始

(2) 防犯自主団体の活動支援

○ 活動物品の支給

令和3年度より、団体の人数（上限40名分）に応じてポイントを付与し、団体が必要とする物品を支給する。令和6年は17団体、令和7年は9月末現在8団体に支給。

○ 研修会の実施

令和7年1月、区内3警察署管内ごとに研修会を実施。合計116名が参加。本年度も令和8年1月開催予定。

(3) 安全パトロール隊による各種防犯活動

○ 区安全パトロール隊（区職員） 隊長以下15名、車両5台、勤務時間：開庁日 8:30～17:15

日々の区内パトロール活動、安全パトロールステーションでの防犯相談、侵入・強盗等の対策として区民の要請に基づく防犯診断などを強化、推進した。

その他、小学校下校時警戒などの児童の安全対策強化、特殊詐欺に係るアポ電が多発する地域での重点パトロール及び広報活動、保育施設等における安全点検・不審者対応訓練の実施など、幅広く区民の安全・安心に直結する活動を展開した。

○ 安全パトロール隊（業務委託） 隊員6～8名、車両3～4台

6:30～10:00 路上喫煙防止パトロール

6:30～19:00 防犯パトロール

19:00～6:00 区立公園・駅前広場パトロール

上記のパトロール時間区分を基本に、その他、特殊詐欺防止に関する広報活動や重点防犯パトロールなどを適宜実施した。

(4) 防災・防犯情報メールの配信

○ 区内で発生した身近な犯罪（特殊詐欺、空き巣、ひったくり、自転車盗）に関する情報と子どもの安全に関わる不審者情報などを区民へメールで配信した。

登録者数は、10月末現在27,355人

・犯罪発生情報：毎日配信（土・日・祝日・年末年始を除く）

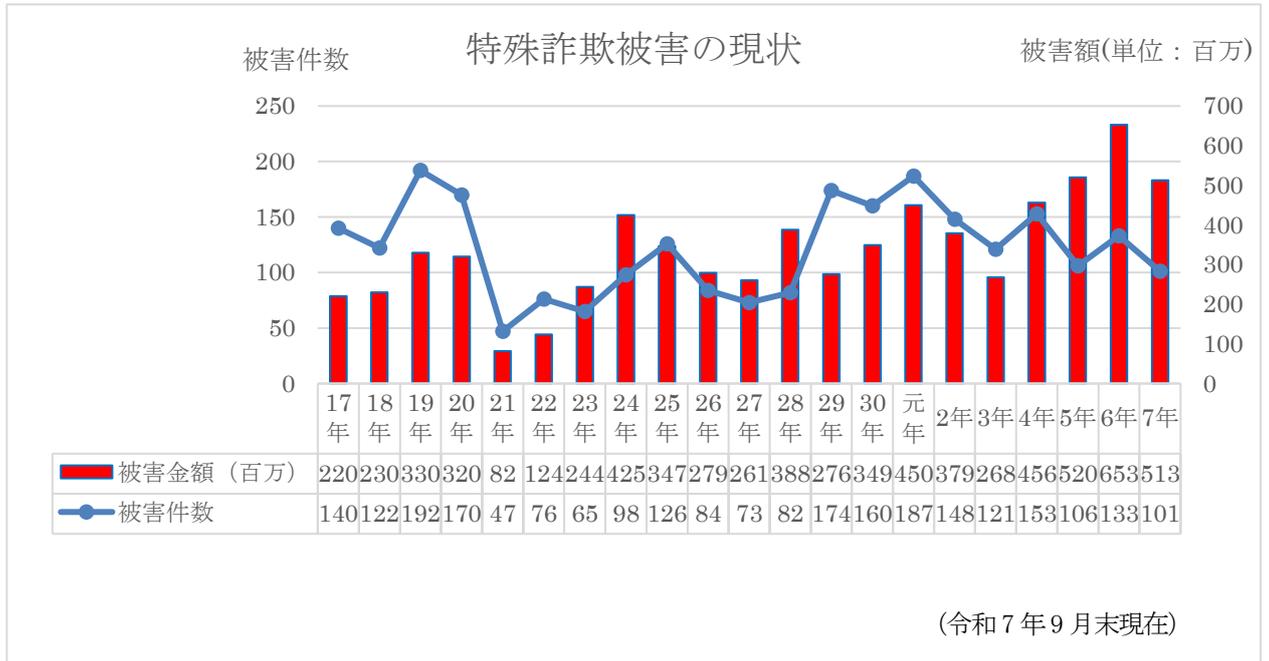
・子ども見守り情報：随時（土・日・祝日・年末年始を除く）

※令和3年度から防災情報メールと統合

※平成31年度からメールけいしちようと連携（区内3警察署より配信されたメールけいしちょうを自動転送）

(5) 特殊詐欺対策

○ 特殊詐欺被害の現状



○ 自動通話録音機の設置促進

平成27年度から区内在住の65歳以上の必要世帯に無料貸与を開始し、本年10月末現在で累計9,311台を貸与した。

(令和7年10月末現在)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	累計
貸与台数	745	300	300	500	1,292	1,077	1,446	933	1,109	1,103	506	9,311

※平成27年度は東京都購入分

○ 振り込め詐欺被害0（ゼロ）ダイヤルの運用

被害の未然防止や区民の不安軽減のため、平成30年6月25日から、区民が24時間365日、特殊詐欺に関する電話相談できる窓口を開設し、本年10月末現在で累計4,700件の相談があった。

(令和7年10月末現在)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	累計
相談件数	557	1,027	646	486	923	492	404	165	4,700

○「広報すぎなみ」等を活用した広報啓発活動

・ 広報すぎなみ（令和7年10月1日号）

・ 警察官・NTT騙りポスター

○ その他の取組

- ・ 令和7年度杉並区敬老会の開催に伴い、式典参加者（4,217人）に向けて、警察と合同で被害防止チラシを配布するとともに、登壇し直接注意喚起を行った。
- ・ 「安心おたっしや訪問」（高齢者在宅支援課）のほか、杉並区町会連合会常任理事会等において、被害防止の注意喚起チラシを配布したほか、後期高齢者医療制度や介護保険等の通知（封書）に注意喚起を明記するなど、各業務において関係する高齢者に向けた啓発活動を行った。
- ・ 昨年度警察と合同で作成した、区役所職員を装った還付金詐欺被害防止動画を引き続き YouTube で配信した。
- ・ 防災フォーラム、町会・自治会集会所、ケア24、ささえあいシンポジウムなどにおいて、出張出前防犯講話を実施し、啓発活動を行った。
- ・ 特殊詐欺被害防止を図るため、区役所等でのデジタルサイネージを活用した周知活動を行った。
- ・ 引き続き区庁有車約100台に「特殊詐欺注意喚起パネル」を貼付し、啓発活動を行った。
- ・ 警察と連携し、区内の大型商業施設や駅前広場、地域区民センターなどで特殊詐欺防止イベントを開催し、チラシや啓発品を配布するなど、被害防止活動を行った。
- ・ 屋根の修理など必要のないリフォームを行う悪質リフォーム業者対策として、消費者センターと連携し、チラシの作成や安全パトロール隊による広報活動を行った。

(6) 自転車盗難防止対策

- 刑法犯認知件数の約4割を占める自転車盗について、被害が集中する駅周辺における安全パトロール隊員による重点的な被害防止対策等を実施した。
 - ・ 区内三警察署との自転車盗難防止キャンペーン実施（区内各駅）
 - ・ ポスターやチラシを作成し、町会・自治会や区内の自転車駐車場等に配布するとともに、自転車盗難防止キャンペーンでワイヤー錠などの啓発グッズを配布した。

(7) 区境合同パトロール（10・11月）

- 中野区、練馬区、世田谷区・渋谷区との区境合同パトロールを実施した。
（杉並区110名、総勢246名）



(8) 防犯機器等購入補助事業

- 防犯カメラ、カメラ付きインターホンやセンサーライトなど侵入盗対策に有用な物品を購入、設置した区民に対し、その経費の一部を補助することにより空き巣や強盗などの被害防止対策を進めた。

(9) 防災・防犯カタログ事業

- 自然災害や強盗・特殊詐欺などの犯罪から、自らの命・財産を守るための支援策として、防災(約 80 種類)・防犯(ダミー防犯カメラ、センサーライト、補助錠、防犯フィルム、特殊詐欺対策等のための録音機能付音声発生器など約 30 種類)用品いずれか一つを無料で届けるカタログ冊子を全世帯に配付しました。

・防犯機器等購入補助事業



強盗や空き巣などの
侵入盗対策

防犯機器 購入補助金

補助金額 / 1世帯あたり購入費の3/4補助(上限3万円)

申請期間
令和7年9月1日(月)
▼
令和8年3月2日(月)

補助対象(設置・再設置)

- ・防犯カメラ
- ・カメラ付きインターホン
- ・センサーアラーム
- ・センサーライト
- ・錠 ・補助錠
- ・サムターンカバ-
- ・ガードプレート
- ・防犯フィルム
- ・面格子
- ・防犯砂利

申請方法
電子申請・郵送申請のみ
! 区役所の窓口での申請はできません

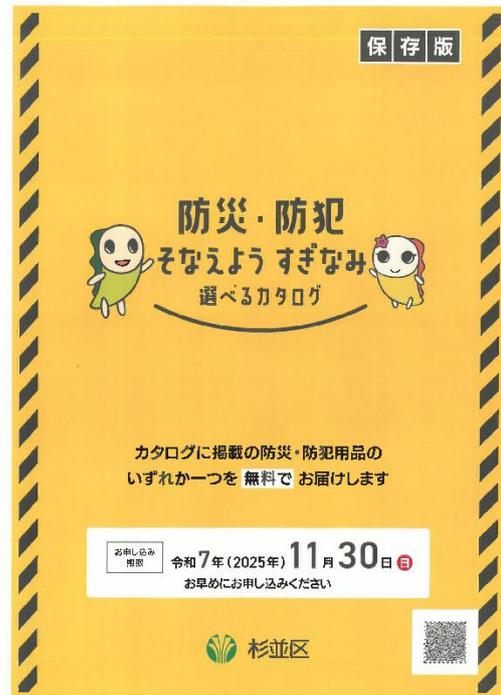
詳しくは
こちら

※領収書の日付: 令和7年7月1日~令和8年2月28日
※1世帯1回限り
※予算満額に達した場合は年度途中で終了することがあります

区HP
二次元
コード

杉並区 危機管理対策課 地域安全担当

・防災・防犯カタログ事業



保存版

防災・防犯 そなえようすぎなみ 選べるカタログ

カタログに掲載の防災・防犯用品の
いずれか一つを 無料で お届けします

お申し込み
期限 令和7年(2025年) 11月30日 日
お早めにお申し込みください

区HP
二次元
コード

杉並区

(10) その他

- 令和7年6月7日(午前) 痴漢対策キャンペーン
(JR東日本・杉並警察署共催)
- 令和7年6月7日(午後) ロックの日キャンペーン(鍵の見直しと防犯意識の啓発)
(阿佐ヶ谷駅)
- 令和7年6月10日(午前) 痴漢対策キャンペーン
(京王井の頭線・高井戸警察署共催)
- 令和7年10月17日 地域安全のつどい(区内三警察署共催)
参加者 約330名

資源持ち去り対策の実績について

「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づく古紙等の資源持ち去りに対するパトロール等の実績及び現状について、下記のとおり報告いたします。

記

1. パトロールの体制及び実施状況

(1) パトロール体制

- ① 実施区域・・・・・・・・杉並区内全域
- ② 実施日時・・・・・・・・日曜日を除く午前7時10分から随時
- ③ 車両台数及び従事者・・・普通乗用車1台×清掃事務所職員2名

(2) パトロール実施状況

	5年度	6年度	7年度(※)
パトロール件数	114	101	62
持ち去り車両確認数	48	71	22
現場指導件数	13	24	13
警告書配布件数	4	0	2

※令和7年11月末日現在

2. 資源持ち去りの現状

デジタル化の進展に伴う新聞購読者の減少などの影響を受け、古紙資源量も減少傾向にあり、古紙の持ち去り行為自体も以前より減少しております。

しかしながら昨今の金属価格の上昇により、不燃ごみとして出された金属類を持ち去る事象が、古紙の持ち去りを上回っている状況です。金属類の持ち去りに対しては、条例などによる罰則がなく口頭での注意のみとなりますが、区民からの情報提供等をもとに監視パトロールを実施し、持ち去り行為を発見した際には注意・指導を行い、資源持ち去りの防止に努めております。

今後も引き続き監視パトロールを実施するとともに、区が委託している資源回収業者による通常収集作業前の早朝回収や、区民の協力を得ながら資源持ち去り防止対策に取り組んでまいります。

生活安全協議会資料
令和7年12月12日
環境部環境課

路上喫煙対策について

「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づく喫煙マナーの指導状況等について、次のとおり報告いたします。

1 歩きタバコ等の調査

(1) 歩きタバコ調査（人）

地区	高円寺	阿佐ヶ谷	荻窪	西荻窪	上井草	高井戸	合計
H22年度(参考)	10	5	6	2	12	2	37
R4年度	3	1	3	1	1	0	9
R5年度	3	2	4	2	3	0	14
R6年度	8	1	8	1	0	7	25

※路上禁煙地区での朝90分の定点観測の数字

※年2回（4月、10月）調査の平均値。

(2) 吸い殻調査（本）

地区	高円寺	阿佐ヶ谷	荻窪	西荻窪	上井草	高井戸	合計
H22年度(参考)	66	98	32	37	70	50	353
R4年度	22	17	17	38	6	6	106
R5年度	42	20	54	11	10	6	143
R6年度	50	23	49	24	12	5	163

※路上禁煙地区の定点範囲内の吸い殻数

※年2回（4月、10月）調査の平均値

2 指導状況

(1) 指導実績（件数）

地区	高円寺	阿佐谷	荻窪	西荻窪	上井草	高井戸	6地区外	合計
H22年度(参考)	1,558	996	691	231	97	33	366	3,972
4年度	186	84	163	24	3	2	243	705
5年度	127	61	131	3	3	7	166	498
6年度	127	45	72	3	3	2	166	418

※路上禁煙地区（6地区周辺）を中心に、区内全域での指導件数

※職員と民間警備会社（朝3時間委託）の合計数

(2) 指導内容

指導は、喫煙指導員が、違反者に対し、適宜、携帯灰皿や喫煙マップを手渡して、区の喫煙ルールの徹底を呼び掛ける。

3 公衆喫煙場所の廃止

(1) 廃止箇所と廃止日

上井草スポーツセンター	令和7年8月 6日
大田黒公園	令和7年9月30日

(2) 廃止に至った理由

- ① スポーツ施設は健康増進が目的であり、原則、喫煙場所を設置していない。
 - ② 駅や商店街から離れていて、他の喫煙所に比べ利用者が少数である。
 - ③ 住居専用地域内に存し、近隣住民等からの苦情が多い。
- ※休止期間を設け、周辺環境への影響を調査した上で、廃止した。

4 荻窪駅南口公衆喫煙場所の改修

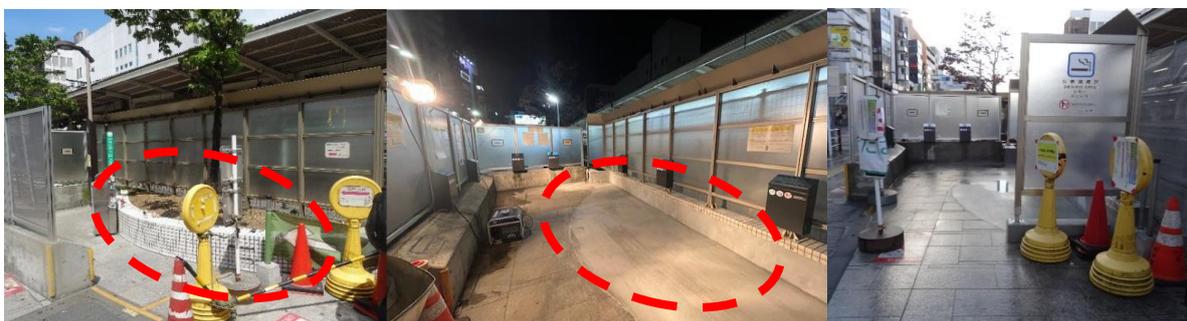
区内で利用者が最多の喫煙場所であるが、構造がパーテーション型であり、立地場所が駅階段に近く、すぐ脇をJR線が運行するため、タバコの煙や匂いが周囲に漂い、通行人及び駅利用者から、改善を望む多くの声が寄せられていた。

利用者が集中する朝夕は、喫煙場所からはみ出る「はみ出し喫煙者」も目立つ状況であった。

区は、こうした現状を踏まえ、以下2段階で、改修工事を進めた。

(1) 令和6年度

当該喫煙場所内の花壇を移設し、喫煙スペースを拡大(6.7㎡→17㎡)して、「はみ出し喫煙」対策を行う。



〈花壇移設前〉

〈花壇移設後〉

(2) 令和7年度

煙を密閉できる「コンテナ型喫煙場所」へ改修を図る。開設予定は令和8年3月



(現況)

(改修後イメージ)

5 路上禁煙地区の指定について

区では、通行者が多く、歩きたばこ等が危険な JR 駅周辺など 6 地区を路上禁煙地区に指定している。これまでも、重点的に巡回パトロールを実施して喫煙ルールの浸透、マナーの向上に努めてきた。

禁煙地区の拡大を求める声や喫煙場所の廃止を求める声はあるが、他自治体の先例から、地区を拡大することにより、周辺の禁煙地区に喫煙者が集中し、新たな苦情を生むことが想定される。

よって、引き続き、6 地区の禁煙地区の指定を継続するとともに、禁煙地区内においても、受動喫煙防止対策を強化した喫煙環境を確保することにより、喫煙者と非喫煙者が安心して共存できる環境づくりに努めていく。

杉並三署刑法犯認知状況(10月末)

所 属	特殊詐欺						侵入窃盗		強 盗		性 犯 罪						自 動 車 盗		刑法犯認知件数		
			詐欺		キャッシュカード詐欺盗								不同意性交等		不同意わいせつ						
	7年	増 減	7年	増 減	7年	増 減	7年	増 減	7年	増 減	7年	増 減	7年	増 減	7年	増 減	7年	増 減	7年	前年	増 減
警察署計 (都内)	3,624	+920	3,500	+1,011	124	-91	2,311	+463	217	+5	1,264	+88	522	+23	742	+65	137	-65	82,333	78,374	+3,959
杉 並	51	+33	48	+35	3	-2	16	-34	2	±0	6	+2	5	+3	1	-1	1	±0	944	861	+83
高 井 戸	29	+4	28	+4	1	±0	19	+11	1	-3	11	+5	3	+3	8	+2	2	+1	561	609	-48
荻 窪	32	-8	32	-6	0	-2	17	+6	4	+3	7	-1	5	+5	2	-6	0	±0	623	624	-1
杉並区	112	+29	108	+33	4	-4	52	-17	7	±0	24	+6	13	+11	11	-5	3	+1	2,128	2,094	+34

※「子供に対する犯罪」については、刑事部総合犯罪対策対象犯罪等から除かれているため今年度から項目を省きました。

令和7年12月12日
杉並区生活安全協議会資料
杉並・荻窪消防署

1 杉並区の火災状況（令和7年1月～10月）

（令和7年10月31日現在速報値）

項目			杉並区 (A+B)		杉並署管内(A)		荻窪署管内(B)	
			件数	増減	件数	増減	件数	増減
火災種別	建物火災	全焼	2	+1	2	+1	0	±0
		半焼	2	+1	1	±0	1	+1
		部分焼	13	-2	8	-1	5	-1
		ぼや	70	+12	43	-1	27	+13
		小計	87	+12	54	-1	33	+13
	車両		7	±0	3	-2	4	+2
	その他		18	+5	13	+4	5	+1
合計			112	+17	70	+1	42	+16
焼損床面積 (㎡)			377	+213	242	+117	135	+96
焼損表面積 (㎡)			265	+94	100	-12	165	+106
死者 (人)			0	-1	0	-1	0	±0
傷者 (人)			32	+12	22	+9	10	+3
出火原因	<u>電気製品等</u>		42	+1	26	-3	16	+4
	<u>ガス設備機器</u>		16	+10	7	+6	9	+4
	<u>放火 (疑い含む)・火遊び</u>		8	-1	4	-3	4	+2
	<u>たばこ</u>		17	+6	12	+6	5	±0
	<u>その他・不明</u>		29	+1	21	-5	8	+6

※項目欄の増減は、対前年同日比を示します。

2 杉並区の火災件数及び火災による死者の状況

杉並区の火災発生件数は、112件で昨年同日より17件増となっています。

また、建物火災件数は87件で昨年同日より12件増加し、焼損床面積及び焼損表面積ともに増加しており、延焼火災の発生は増加傾向となっています。

杉並区の火災による死者0人で、令和6年の同時期に比べ1人減少しています。

3 出火原因について

杉並区の火災出火原因は、電気関係に起因する件数が42件で火災全体の約38%を占めており昨年同日より1件増、ガス設備機器に起因する件数は16件、昨年同日より10件増、たばこに起因する件数は17件、昨年同日より6件増となっています。

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区（以下「区」という。）をつくることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区民（区内に居住する者をいう。以下同じ。）及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- 三 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- 四 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- 五 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- 六 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- 七 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建築物その他の工作物を、みだりに塗料等により汚損することをいう。

(区の責務)

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- 一 区民等及び事業者の生活安全及び環境美化に関する意識の啓発
- 二 区民等及び事業者の行う生活安全及び環境美化に関する活動の支援
- 三 安全で快適な地域社会をつくるための環境の整備

(区民等の責務)

第四条 区民等は、相互に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に努めるものとする。区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

- 一 吸い殻等及び空き缶等をみだりに公共の場所に捨てること。
- 二 落書きをすること。
- 三 自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置すること。

- 3 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。
- 一 公共の場所を歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないこと。
- 二 吸い殻入れが備え付けられていない公共の場所で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを携帯し、これを使用すること。
- 4 区民等は、自動車（原動機付自転車を含む。）及び自転車、家具、電気器具その他の粗大ごみをみだりに公共の場所に捨ててはならない。
- 5 区内の土地又は建築物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態（みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生ずるおそれのある状態をいう。以下同じ。）にしないように、適正に管理しなければならない。
- 6 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、生活安全の確保及び環境美化の推進に努めなければならない。

- 2 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのあるたばこ、飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発に努めなければならない。
- 3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、食料等の販売を行う事業者は、販売場所（自動販売機の設置場所を含む。）に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 4 事業者は、看板、立札、ポスターその他これらに類する物をみだりに公共の場所に放置してはならない。
- 5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関の責務)

第六条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(区民の自主的な組織活動への支援)

第七条 区長は、生活安全の確保及び環境美化の推進に関する区民の自主的な組織活動を支援することができる。

(安全な地域社会をつくるための環境の整備)

第八条 区長は、共同住宅、大規模な店舗その他の規則で定める建築物（以下「共同住宅等」という。）について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく確認申請を行うおうとする建築主に対し、防犯設備の設置について、あらかじめ、当該共同住宅等の敷地を管轄する警察署と協議をするよう指導するものとする。

- 2 区長は、街路灯の整備その他の生活安全に係る環境の整備に努めなければならない。

(ピラ等の散乱の防止等)

第九条 何人も、屋外広告物（第三項に掲げる文書図画を除く。）を掲出し、又はピラその他の宣伝用の物品（以下「ピラ等」という。）を配布するときは、まちの景観及び通行の安全を害してはならない。

- 2 公共の場所において、ピラ等を配布し、又は配布されたものは、そのピラ等が散乱したときは、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。
- 3 公職選挙法（昭和三十五年法律第百号）に基づき撤去すべき期日等が定められている選挙運動用又は政治活動用の文書図画を掲出した者（掲示責任者を含む。）は、当該期日等までに、当該文書図画を撤去しなければならない。

(草木の除去及び廃棄物の処理の委託)

第九条の二 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。

(生活安全・環境美化推進モデル地区)

第十条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱が著しく、又は屋外広告物が放置され、かつ、特に生活安全の確保及び環境美化の推進を図る必要があると認められる地区を、生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）として、指定することができる。

- 2 区長は、推進モデル地区において、関係行政機関の協力を得て、第三条各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。

- 3 区長は、推進モデル地区を指定しようとするときは、当該推進モデル地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該推進モデル地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 4 区長は、第一項の推進モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、推進モデル地区を変更し、又は解除する場合について準用する。

(路上禁煙地区)

第十一条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

- 2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。
- 4 区長は、路上禁煙地区を指定しようとするときは、当該地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該路上禁煙地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 5 区長は、路上禁煙地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 前二項の規定は、路上禁煙地区を変更し、又は解除する場合について準用する。

(指定の見直し)

第十二条 第十条第一項の推進モデル地区及び前条第一項の路上禁煙地区の指定の見直しは、一年ごとに行うものとする。

(協議会の設置)

第十三条 生活安全及び環境美化に関する施策の実施に関し、区長の諮問に応じて調査審議するため、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、生活安全及び環境美化に関する事項について、区長に意見を述べることができる。

(協議会の組織)

第十四条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員二十人以内をもって組織する。

- 一 区民
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第十五条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第十六条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決すところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができ。

(勧告及び命令)

第十七条 区長は、第五条第三項の規定に違反している事業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

- 2 区長は、第九条第一項の規定に違反した者に対し、屋外広告物の撤去又は通行の安全の確保その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 3 区長は、第九条第三項の規定に違反した者に対し、文書図画の撤去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 4 区長は、第四条第二項各号若しくは同条第四項の規定に違反した者又は同条第五項若しくは第九条第二項の規定に違反したものに対し、生活環境を著しく害していると認めるときは、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
- 5 区長は、第一項から第三項までの規定による勧告又は前項の規定による命令を受けたものが、正当な理由なくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(代執行)

第十七条の二 区長は、第四条第五項の規定に違反して前条第四項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用を義務者から徴収することができる。

(立入調査)

第十七条の三 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰金)

第十九条 推進モデル地区内において第四条第二項各号の規定に違反し、第十七条第四項の命令を受けてこれに従わなかった者は、五万円以下の罰金に処する。

(告発)

第二十条 前条に該当する者があるときは、区長は、これを告発するものとする。

(過料)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

- 一 推進モデル地区内において第四条第二項各号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者（次号に該当するものを除く。）
- 二 第二十一条第三項の規定に違反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

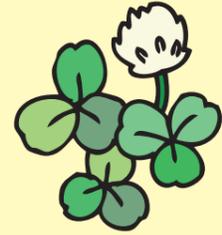
附 則

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十九条から第二十一条までの規定は、規則で定める日から施行する。（平成二十一年規則第二十九号で第二十一条（第一号を除く。）の規定は、平成二十一年十月一日から施行）

- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成十六年十月十二日条例第三十一号）
この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。



杉並区の 喫煙ルール

Suginami City Smoking Rules

3つの約束 ~これだけは守ってね!

Three promises -Please make sure to follow this!



*「加熱式たばこ」も対象になります。This also applies to heated tobacco products.

ルール1 Rule 1

歩きたばこ・ ポイ捨ては 区内全域禁止

The city prohibits smoking while walking and tossing away cigarette butts in the whole area.

ルール2 Rule 2

喫煙禁止の場所が あります

There are areas where smoking is prohibited.

(中面の地図を見てね)

(Please look at the map inside.)

ルール3 Rule 3

喫煙するときは、 周囲に配慮しましょう

When smoking, be considerate of those around you.

(受動喫煙対策を 理解しましょう)

(Understand passive smoking prevention measures.)



赤色が路上禁煙地区です→

Red areas are no-smoking areas.

範囲	区内全域	路上禁煙地区(重点地区)
内容	歩きたばこ・吸い殻のポイ捨て禁止(自転車乗車中を含む)	喫煙行為を禁止(自転車乗車中を含む)
過料	なし	あり。過料2,000円
サイン		



JR 西荻窪駅周辺 (NISHIOGIKUBO STATION)



JR 阿佐ヶ谷駅周辺 (ASAGAYA STATION)



西武新宿線上井草駅周辺 (KAMIGUSA STATION)

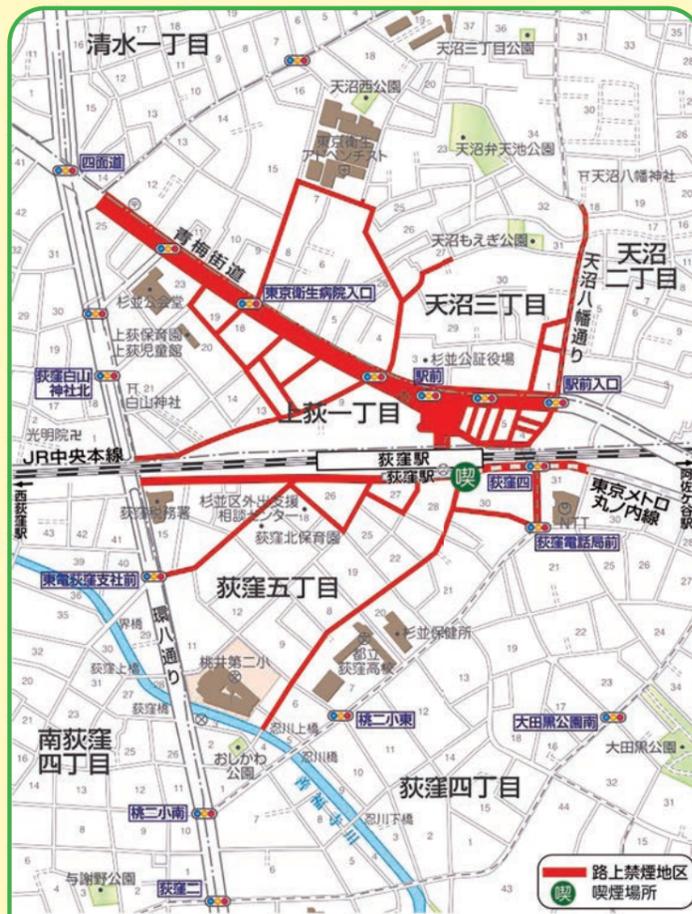
杉並区では、条例により区内全域で、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをしないよう定めています。また、地図のとおり区内6駅周辺を重点地区として「路上禁煙地区」に指定し、喫煙自体を禁止しています。路上禁煙地区では、条例施行後、地区を中心に啓発活動や環境美化パトロールを実施することで、喫煙者のマナー向上に努めてきました。しかし、ルールを守らない喫煙者が見受けられるため、路上禁煙地区における条例違反者に対し、2,000円の過料を科すことにしました。今後は、区内全域でも啓発活動を強化し、歩きたばこをしないことなど、喫煙マナーの向上を呼びかけていきます。

Suginami City has an ordinance prohibiting smoking while walking and tossing away cigarette butts in the whole area of the city. Also, as shown on the map, the streets around the six stations are designated as “Public Non-smoking Areas”, where smoking is strictly prohibited. (The segments depicted with the red lines on the map) Since the enforcement of the city ordinance, efforts have been made to improve smoking manners by conducting awareness-raising activities and patrols for environment beautification focusing on the “Public Non-smoking Areas”. However, there were still smokers who failed to follow the rules, therefore the City decided that violators of the city ordinance in the “Public Non-smoking Areas” should be fined 2,000 yen. We will strengthen awareness-raising activities in the whole area of the city and continue to call for improvement of smoking manners.

その他の言語の喫煙ルールはこちらをご覧ください。
Please refer to the smoking rules in other languages here.

请查看此处以获取其他语言的吸烟规定

다른 언어로 된 흡연 규칙은 이곳을 참조해 주세요
कृपया यहाँ अन्य भाषामा उपलब्ध धूम्रपान नियमहरू हेर्नुहोस्।



JR 荻窪駅周辺 (OGIKUBO STATION)



JR 高円寺駅周辺 (KOENJI STATION)

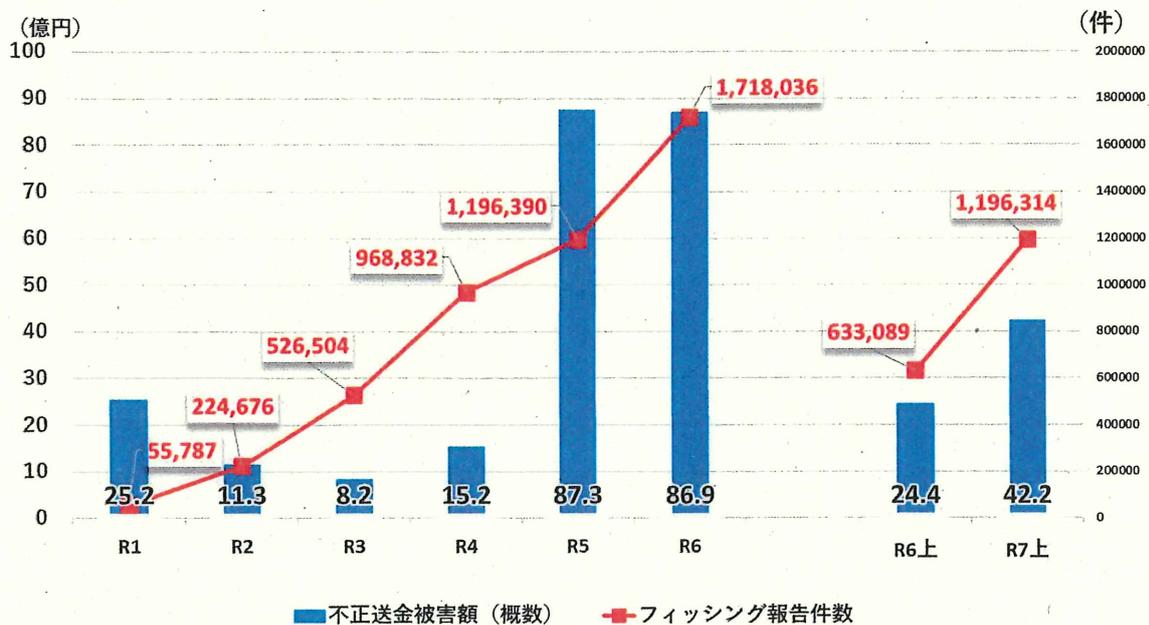


京王井の頭線高井戸駅周辺 (TAKAIDO STATION)

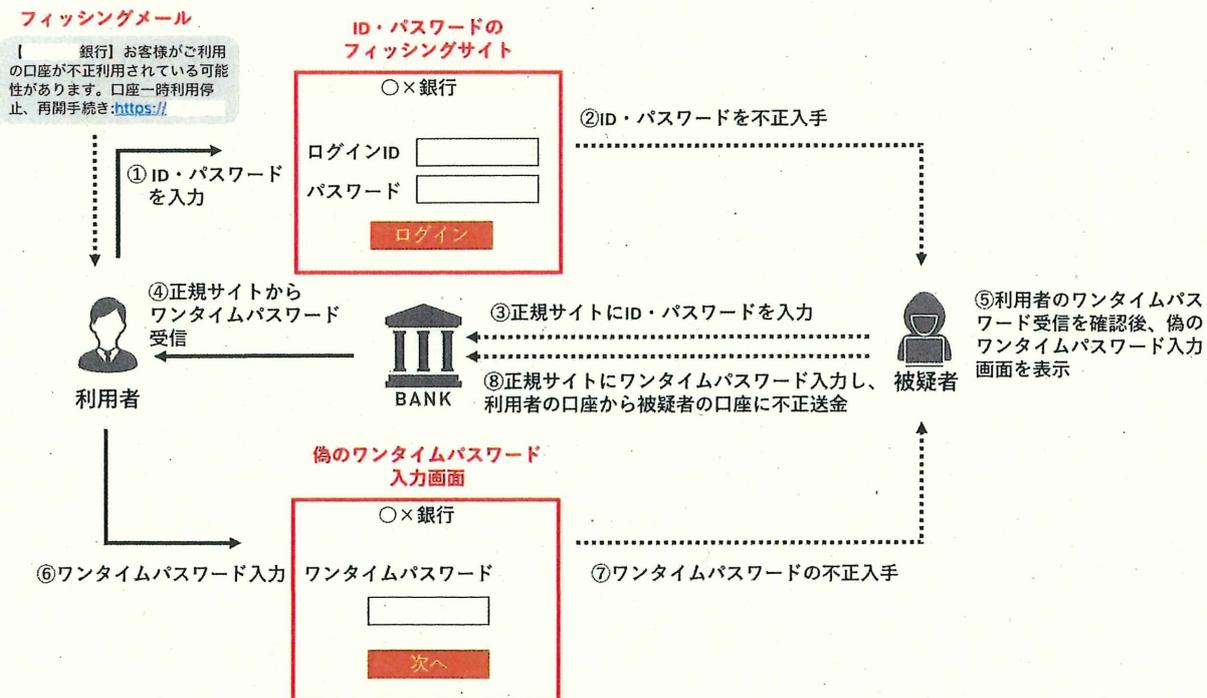
*阿佐谷南2-18-8 3階音楽館 午後2時から午後10時まで利用可

*高円寺南3-70-9 THE TOBACCO KOENJI 午前7時から午前0時まで利用可

【図表7：フィッシング報告件数及びインターネットバンキングに係る不正送金被害額】



【図表8：リアルタイム型フィッシングの手口】



スマホのサギに御用心!!

電話やメール、インターネットや買い物まで、スマホで何でもできる時代。でも、便利さの裏には様々な「サギ」も潜んでいます。だまされないようにご用心!!

偽通販詐欺

商品を格安で売っているように見せかけてお金や個人情報を盗む

怪しいサイトでは
購入しなひ!

偽銀行詐欺

ショートメールで銀行のニセサイトに誘導し個人情報やお金を盗む

情報を入力しなひ!
返信しなひ!

偽警告詐欺

偽の警告画面でびっくりさせて有料のサポート契約やソフトを購入させる

警告が出ても無視!
電話をしなひ!

偽宅配詐欺

宅配便の偽不在通知でニセサイトへ誘導しウイルスに感染させたり個人情報を盗む

メッセージは無視!
アドレスをクリックしなひ!

偽登録詐欺

突然「登録完了」などの画面を表示させてびっくりさせてお金を盗む

表示された電話番号に
連絡しなひ!



スマホの詐欺には
御用心



家族みんな
スマホの詐欺被害
STOP!



警視庁では

サイバー犯罪や

サイバーセキュリティに

関する情報発信を

行っています。



サイバーセキュリティインフォメーション

検索



【アカウント名】
@MPD_cybersec



YouTube警視庁公式チャンネル

スマホのサギに御用心!!

電話やメール、インターネットや買い物まで、スマホで何でもできる時代。でも、便利さの裏には様々な「サギ」も潜んでいます。だまされないようにご用心!!

登場人物



高井戸の街を守る恐竜警察官
おじいちゃんとはご近所さん
目玉焼きは醤油派



杉並区在住の慌てん坊
パソコンで何をみて
いたかは内緒の話
目玉焼きはソース派



何故か片言の日本語(本物もそう)
騙した金で夜遊び三昧の日々
目玉焼きはマヨネーズ派

高井戸まもる たかいどん!!

～ サポート詐欺ってなあに?の巻 ～

うわあ、なんだか、ウイルスに感染したぞお、なんか連絡先があるな...

安心シテクダサ～イ
私ガ直シマ～ス
コンビニデ
電子マネー買ッテネ～

よかった～
買ってきます

1 2

3 4

やあ、たかいどんパソコンが壊れたから電子マネーをかうんだ

やあ、おじいちゃんコンビニでお買い物?

おじいちゃん、それ、**サポート詐欺**だよ!!

な、なにに～

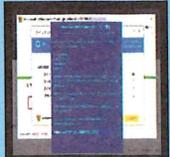
もし、パソコンにこのような画面が表示されたら...
犯人に電話せずに、**110番!!**

Graphic-Alert (050) 緊急警報
Windows-Defender-セキュリティ警告
このパソコンのフロッピーディスク上の理由...
システムは、それがトロイの木馬のソフトウェアに感染して...
ファイルです... system32shost.exe
218
0
0
0
止まれ!

Windowsサポートに連絡する: (050)

警視庁高井戸警察署生活安全課
(代)03-3332-0110

サポート詐欺



最近増加している特殊詐欺の手の一つ。パソコンを操作していると突然「ウイルス感染の警告画面」が表示される。表示されている「サポートセンター」の電話番号に電話を架けると、詐欺犯人が出て、修理をするので電子マネーを、コンビニで購入するように指示される。もちろん本物のウイルス感染ではないので、電源を切れば画面は戻る。インターネット閲覧(特にアダルトサイト)やメール閲覧中だけではなく、ネットさえ繋がっていれば、誰のパソコンにも現れる。